

1. カナダ

1-1 カナダにおける銃器規制の概要

1-1-1 銃器規制の発展経緯

カナダにおける銃器規制は、1995 年銃器法 (Firearms Act)、1998 年銃器許可に関する下位法令 (Firearms Licenses Regulations) 及び刑法 (Criminal Code) において規定されている。これらはいずれも連邦法であり、全ての州及び準州に適用される。連邦法に加え、各州では独自の銃器規制が設けられており、特に狩猟に関する規制 (狩猟可能期間、狩猟に使用することが可能な銃器の種類など) については各州において規定されることが一般的である¹。

カナダにおいて最初に銃器規制が導入されたのは、1892 年に制定された刑法に遡る。同法には、けん銃を所持するための許可証の携帯が義務付けられていた外、16 歳未満の青少年へのけん銃の販売を禁止するなどの規定が設けられていた。

1934 年になるとカナダで初めて全国的な銃器規制に関する法律が制定され、同年よりけん銃の登録が義務化された。又、1951 年にはけん銃に加え、オートマチック銃 (Automatic Firearm) の登録が義務付けられた。1969 年には、銃器を「銃器 (Firearm)」、「規制対象銃器 (Restricted Firearm)」、「禁止対象銃器 (Prohibited Firearm)」の 3 カテゴリーに分類するカテゴリー制度が導入され、さらに「規制対象銃器」の登録が義務付けられた。1977 年には銃器免許に関する法律 (C-51 法) の制定により、銃器を所持するための適格性審査が導入された。

1989 年 12 月 6 日、オンタリオ州モンリオールの工科大学において銃乱射事件が発生した。実行犯の生徒は反フェミニズムを訴え、口径 0.22 インチのライフルを使用し 14 人の女子学生を射殺した。同事件はカナダ市民に大きな衝撃を与え、この事件を契機としてカナダ国内で銃器規制に対する気運が高まり、より厳格な銃器規制が導入されることとなった。

モンリオール事件から 2 年後の 1991 年には、C-17 法が制定され、突発的な犯罪を防止するために、適格性審査の完了時から免許の発行までに 28 日間の猶予期間を設けることが規定された。又、銃器を使用した犯罪の厳罰化、銃器の安全な保管、取扱い、輸送に関する規制の制定、銃器の安全性に関する知識の審査などが行われることとなった。

1995 年には、現行法である銃器法 (Firearm Act) (C-68 法) が制定され、銃器所持のための免許及び銃器の登録に関する新たな規定が設けられた²。同法の施行により、それまで登録の対象となっていなかったライフル銃や散弾銃の登録が義務化された。1995 年銃器法制定以降、王室カナダ騎馬警察 (Royal Canadian Mounted Police : RCMP) が中心となり「カナダ銃器プログラム (Canadian Firearm Program)」が整備されていった。2003 年には、同

¹ カナダ銃器センターヒアリング

² Commissioner of Firearms, 2007 Report

プログラムを実施するための独立機関としてカナダ銃器センター（Canadian Firearm Centre）が設立され、銃器の登録や安全訓練を実施するようになった。

最近発生した重大な銃器関連犯罪には、2006年9月13日に発生したオンタリオ州モントリオールのドーソンカレッジ銃乱射事件がある。同事件では、ドーソンカレッジの男子学生が散弾銃を乱射し、1人が死亡、19人が負傷した。同事件の発生を受け、現在、カナダ銃器センターは各州の警察と連携し、より慎重な適格性審査を実施している³。

1-1-2 カナダ銃器プログラム

カナダにおける銃器規制として、カナダ銃器プログラム（Canadian Firearm Program）が導入されている。同プログラムは1995年銃器法の制定後、1996年から開始されており、RCMPによって運用されている。RCMPは、カナダ銃器プログラムを通じて、公共安全の確保、銃器法の遵守に向けた支援及び警察への効果的なサポート体制の構築を目指しており、銃器免許に係る制度構築や、全国の銃器の登録状況を示したデータベースであるカナダ銃器情報システム（Canadian Firearm Information System）の管理などを行っている⁴。

カナダ銃器プログラムの目的

- 公共安全の確保
- 銃器法の遵守に向けた支援
- 警察への効果的なサポート体制の構築による銃犯罪の撲滅

カナダ銃器プログラムの中で実施されている取り組みには以下のものがある⁵。

- ① 銃器参照表の作成：銃器を特定するために、銃器の特徴を示したデータベース式の参照表を作成している。同参照表には国内外の銃器関係者から提供された12万件以上のサンプルが登録されている。
- ② 銃器免許申請者の適格性審査の実施：不適格者が銃を所持することを防止するため、銃器免許の申請者の適格性審査を実施している。厳格な適格性審査により、これまでに2万3,000件以上の免許が却下又は無効となった。
- ③ 安全訓練と教育の提供：銃器免許の申請者を対象とした安全教育プログラムの考案、実施を行っている。
- ④ 情報発信を通じた制度の浸透：市民に対して銃器制度や適切な管理に関する情報を発信することで、同制度の浸透を図っている。

2003年には、カナダ銃器プログラムの実施機関として、カナダ銃器センター（Canadian Firearm Center）が設立された。カナダ銃器センターの設立に伴い、カナダ銃器プログラ

³ カナダ銃器センターヒアリング

⁴ カナダ銃器プログラムパンフレット

⁵ 同上

ムに基づく銃器規制は同センターが一元的に行うこととなり、現在では同センターが中心となって、1995年銃器法の遵守及び公共安全の確保に向けた取組が行われている。

1-1-3 銃砲行政の実施機関

カナダにおける銃砲行政の核となる実施機関はカナダ銃器センターである。カナダ銃器センターの目的は、①銃器による犯罪や事故を未然に防止するため、銃器所持者に対して適切な銃器の使用及び管理について指導を行うこと、②銃器に関する情報を警察機関に提供することで国内外の銃犯罪の捜査に貢献することである。

カナダ銃器センターの目的

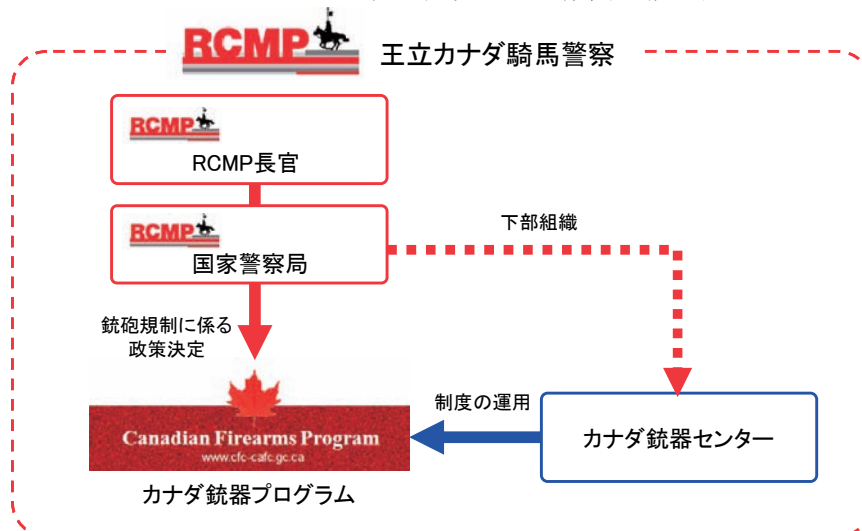
- 銃器の適切な使用及び保管を徹底することで、市民の安全を守る。
- 警察及びその他の機関に対して銃器に関する情報を提供し、カナダ及び国際的な銃犯罪の捜査に貢献する。

出所：Commissioner of Firearms, 2007 Report

同センターは警察から独立した組織として2003年に設置されたが、2006年に警察機関との連携をより強固なものにするため、RCMPの傘下へ移管された⁶。現在、カナダ銃器センター一本部は、オタワにあるRCMP本部の中に事務所を構え、銃器制度の運用を行っている。

2006年、RCMPの管轄下に移行されて以降、カナダ銃器センターはRCMP長官の指揮下におかれている。ただし、同センターは警察機関ではなく、あくまでも銃器規制の運用を目的とした独立機関であり、同センターの職員は公務員ではあるが警察官ではない。

カナダにおける銃砲行政の実施機関の概念図



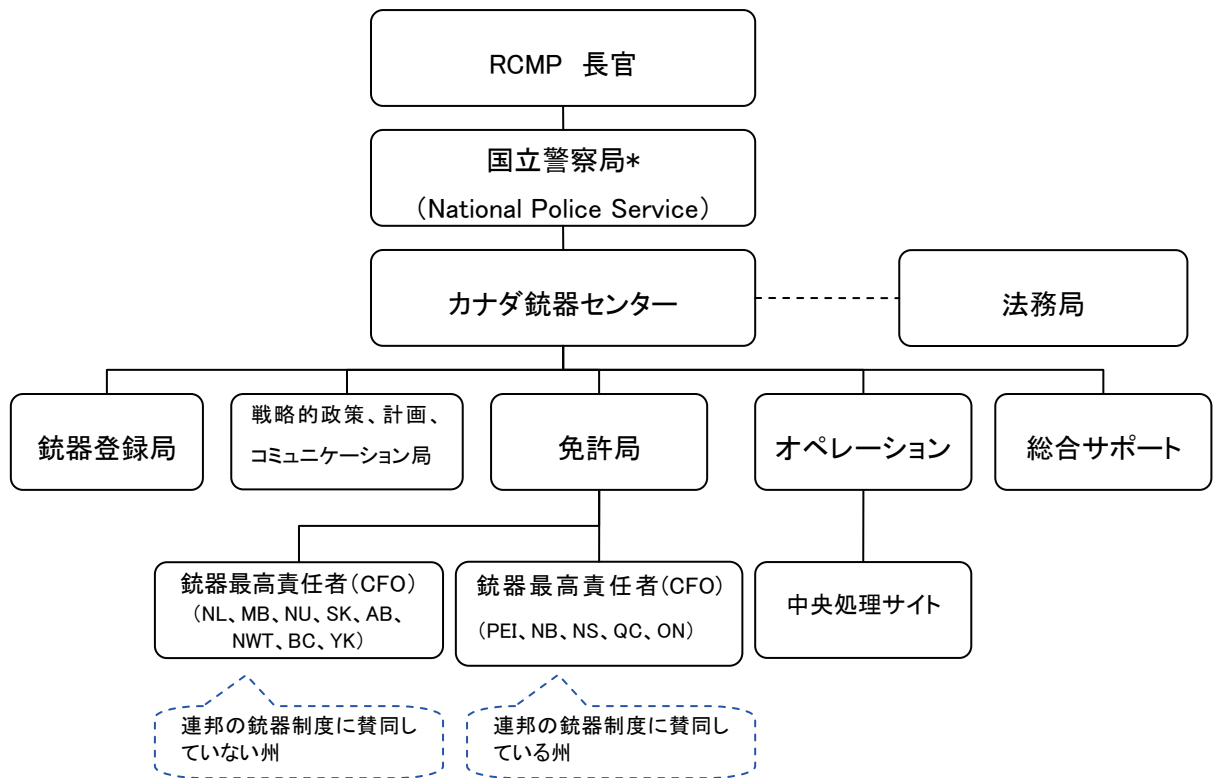
⁶ カナダ銃器センターヒアリング

カナダ銃器センターには、銃砲行政を効率的に実施するために 6 つの部局が設置されている。同センターの最も重要な役割は、銃器の登録及び登録に関するデータベースの構築、銃器免許の発行に係る諸手続き業務である。銃器の登録については、同センター内の銃器登録局が担当しており、又、銃器免許発行の諸手続きについては、免許局が中心となって実施している。免許局は、各州の支部と連携しながら免許発行のための手続きを行っているが、免許発行に係る最終決定権は各州の銃器最高責任者（Chief Firearm Officer）に委ねられている。各州の銃器最高責任者は銃器免許申請者の適格性審査を行い、安全性に問題がないと判断された者に対して銃器免許を発行している。銃器最高責任者としては警察官以外の公務員が勤めるケースもみられる。

各州に設置されているカナダ銃器センターの支部において、銃器免許発行のための個人の適格性審査が実施されている。プリンス・エドワード・アイランド州、ニュー・ブランズウィック州、ノバスコシア州、ケベック州、オンタリオ州の 5 州は連邦の銃器制度に賛同しているため、各州政府の職員がカナダ銃器センターの支部を運営している。他方、ニューファンドランド アンド ラブラドル州、マニトバ州、ヌナブート準州、サスカチュワン州、アルバータ州、ブリティッシュコロンビア州、ノースウェスト準州、ユーコン準州は連邦の銃器制度に賛同していない。連邦の銃器制度に賛同するか否かは各州知事に選択権が与えられており、歴史的に狩猟者の多いカナダ西部の州では、連邦の銃器制度に賛同していない州が多い。しかし、1995 年銃器法は連邦法であり、全ての州に適用されているため、連邦の銃器制度に賛同しない州であっても連邦規則に沿った全国均一の銃器制度を運用する必要がある。そのため、これらの州においては州政府に代わって RCMP が銃器制度の運営を行っている⁷。

⁷ カナダ銃器センターヒアリング

銃器行政の実施機関



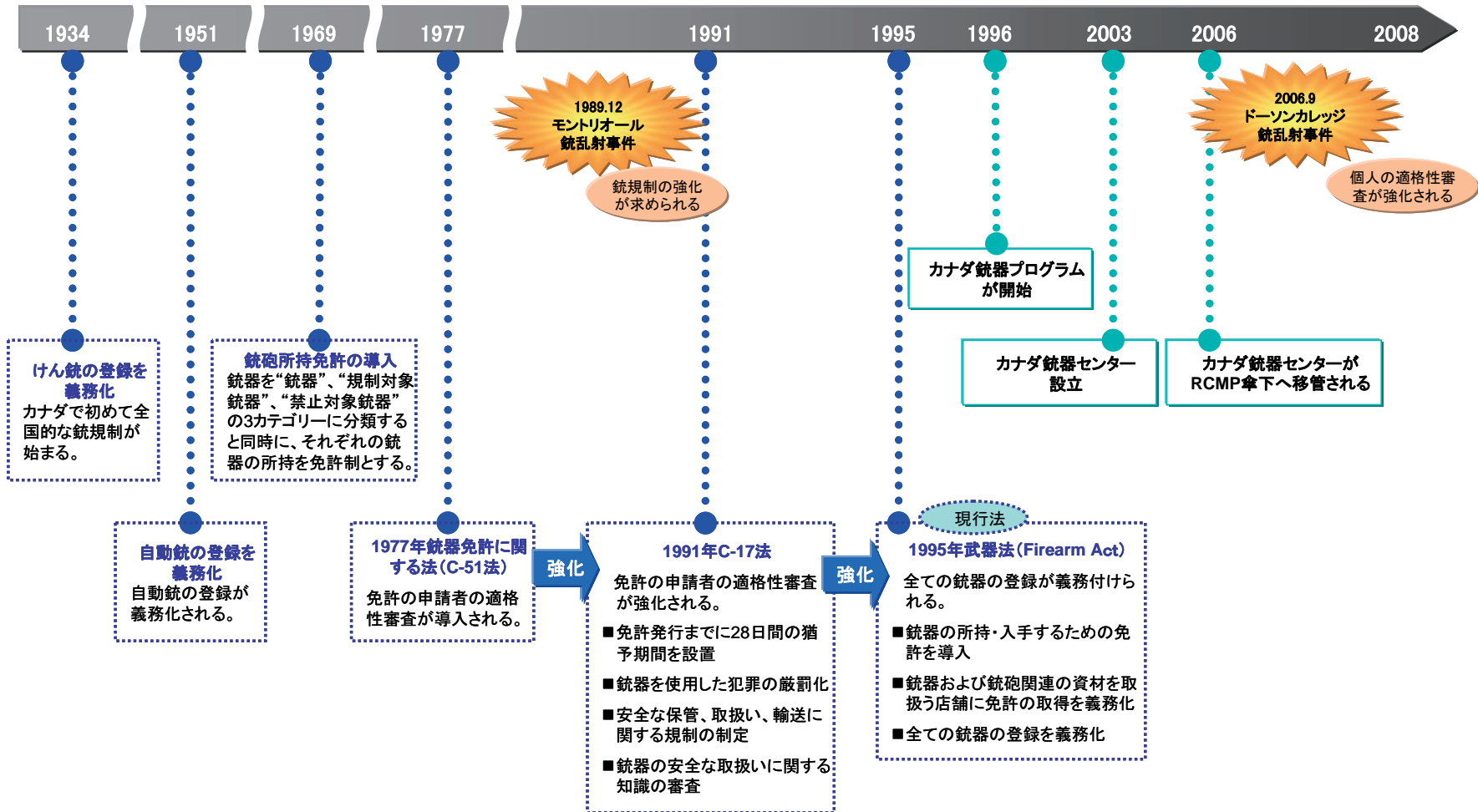
※国立警察局 (National Police Service) は、RCMP の部局の一つであり、各種専門機関の統括を行っている。

出所 : Commissioner of Firearms, 2007 Report

RCMP 本部 (オンタリオ州オタワ)



カナダにおける銃器規制の発展経緯



出所：各種資料より MRI 作成

1-1-4 銃器の定義

現行法である 1995 年武器法は、銃器を「一般銃器 (non-restricted firearm)」、「規制対象銃器 (restricted firearm)」、「禁止対象銃器 (prohibited firearm)」の 3 カテゴリーに分類し、それぞれのカテゴリーに該当する銃を定義している。銃器の所持を希望する者は銃器免許申請の際、どのカテゴリーの銃器の所持を希望するかを申告しなければならない。銃器免許に規定されているカテゴリー以外の銃器を使用又は所持することは 1995 年武器法において禁じられており、異なるカテゴリーの銃器を所持する場合は、それぞれのカテゴリー用に免許が必要となる。カナダにおける銃器の 3 カテゴリーを以下に示す。

①一般銃器 (non-restricted firearm)

規制対象銃器及び禁止対象銃器に該当しない銃器

※通常の狩猟若しくは射撃用ライフル及び散弾銃は一般銃器に含まれる。

②規制対象銃器 (restricted firearm)

規制対象銃器には以下が含まれる。

- 禁止対象銃器に該当しないけん銃
- セミオートマチック、銃身の長さが 470mm 以下のセンターファイアーライフル及び散弾銃
- 折りたたみ/狙撃用望遠鏡の装着時に銃身が 660mm 以下となるライフル及び散弾銃
- 刑法規則によって規制されている銃器

③禁止対象銃器 (prohibited firearm)

禁止対象銃器には以下が含まれる。

- 銃身が 105mm 以下のけん銃及び口径 0.25 インチ又は 0.35 インチのけん銃。ただし、国際射撃連盟の競技大会で使用される場合を除く。
- フルオートマチック銃
- 引き金を引いた際、一つしか発射体が発射されないように改造されたフルオートマチック銃
- 刑法規則によって禁止されている銃器

狩猟や射撃に使用されるライフルや散弾銃は、最も規制が緩やかな一般銃器に該当する。ただし、これらのライフルや散弾銃についても、免許の取得が義務付けられている外、保管管理について厳格な規定が設けられている。なお、規制対象銃器に分類されるけん銃やライフル、散弾銃を所持するためには、どのような目的で銃器を使用するのかを明示しなければならない。特にけん銃については、護身のために必要であるなど合理的な理由をカナダ銃器センターに提示しなければならない。